

○相続税法施行令第一条の二第一項第三号トに規定する生命共済に係る契約を指定する等の件

昭和五十六年十月一日
大蔵省告示第百二十五号

相続税法施行令（昭和二十五年政令第七十一号）第一条の二第一項第六号の規定に基づき、同号に規定する生命共済に係る契約を次のように指定し、昭和五十六年十月一日以後に相続若しくは遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。）又は贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。）により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用する。なお、相続税法施行令第一条第一項第六号に規定する生命共済に係る契約を指定する件（昭和五十年七月大蔵省告示第六十五号）は、廃止する。

消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十条第一項第四号の事業を行う次に掲げる法人の締結した生命共済に係る契約

- 一 神奈川県民共済生活協同組合
- 二 教職員共済生活協同組合
- 三 警察職員生活協同組合
- 四 埼玉県民共済生活協同組合
- 五 全国交通運輸産業労働者共済生活協同組合
- 六 電気通信産業労働者共済生活協同組合